

議案第 3 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の11中6の項を9の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 道路台帳図又は道路若しくは水路の境界確定図の写しの交付	1枚につき	300円
7 境界確定協議書の交付	1件につき	300円
8 道路幅員証明書の交付	1件につき	300円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 提案理由

道路台帳図等の交付について、近隣自治体の状況を鑑み有料化するため、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~10 (略) 11 その他の手数料		別表(第2条第1項) 1~10 (略) 11 その他の手数料	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
(略)		(略)	
<u>6</u> 道路台帳図又は道路若しくは水路の境界確定図の写しの交付	1枚につき 300円		
<u>7</u> 境界確定協議書の交付	1件につき 300円		
<u>8</u> 道路幅員証明書の交付	1件につき 300円		
<u>9</u> その他諸証明	(略)	<u>6</u> その他諸証明	(略)